

『介護バリューUS』の商品概要

正式名称：介護保障付一時払特別終身保険(米国ドル建)

1. 商品の特徴

介護保障付一時払特別終身保険(米国ドル建)は、年齢を重ねるごとに高まる介護リスクや、将来の家族の介護に対する不安にそなえることができる終身保険です。

- ① 被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金または死亡保険金をお支払いします。
- ② 要介護2からの介護に一生涯そなえることができます。
- ③ 介護保障・高度障害保障・死亡保障が一生涯にわたり継続します。
- ④ ご契約から2年経過後は、一時払保険料を上回る保障を確保できます。
- ⑤ 受取方法は、一括受取／年金受取／一括＋年金受取からお選びいただけます。
- ⑥ 簡単な告知(4項目すべて該当なしの場合)で、お申し込みいただくことが可能です。

2. 主な取扱い

取扱通貨	米ドル	
保険期間	終身(更新なし)	
契約年齢範囲 (被保険者の満年齢)	60歳～85歳	
保険料払込方法	一時払	
最高保険料額*	契約年齢	金額
	60～64歳	40万米ドル
	65～69歳	60万米ドル
	70～74歳	80万米ドル
	75～85歳	100万米ドル
最低保険料額	2万米ドル(円換算払込特約付加時は200万円)	
取扱単位	100米ドル(円換算払込特約付加時は1万円)	
この保険に付加できる 主な特約	指定代理請求特約 リビング・ニーズ特約(10) 円建死亡給付金額最低保証特約 円換算払込特約 円換算支払特約 介護保険年金支払特約 保険金等の支払方法の選択に関する特約	

*同一の被保険者に対し、介護保障付一時払特別終身保険に複数のご契約がある場合、通算して判定します。

※上記以外にもご加入に際しては制限があります。

3. 商品概要

主な保障内容	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡給付金 被保険者をご契約から2年以内(第1保険期間)にお亡くなりになった場合にお支払いします。 ・介護保険金 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の要介護状態になられたときにお支払いします。 ・高度障害保険金 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。 ・死亡保険金 被保険者をご契約から2年経過後(第2保険期間)にお亡くなりになった場合にお支払いします。 ※所定の要介護状態・高度障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 ※介護保険金・高度障害保険金・死亡保険金は重複してお支払いしません。 ※第1保険期間中に要介護状態または高度障害状態に該当した場合は、第1保険期間満了日の翌日までその状態が継続しているときに、介護保険金または高度障害保険金をお支払いします(第1保険期間中に、介護保険金・高度障害保険金はお支払いしません)。
解約返戻金	あり
配当金	なし(無配当)

4. ご注意いただきたい事項

詳細につきましては、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼パンフレット」をご覧ください。

■為替リスクについて

この保険は米ドル建てであり、保険料を円でお払い込みいただく場合、または保険金等を円でお受け取りいただく場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

■市場金利変動リスクについて

この保険は解約返戻金額に対し市場金利を反映させるしくみがあります(市場価格調整)。そのため、解約時の市場環境によっては、解約返戻金額が減少し一時払保険料を下回ることがあります。

■ご契約にかかる費用について

ご契約にかかる費用の合計額は「積立利率を設定する際にかかる費用」、「積立金より控除される費用」および各種お取り扱い、お受け取りの際にご負担いただく費用となります。

< 積立利率を設定する際にかかる費用 >

積立利率は、指標金利によって算定される基準利率から保険契約の締結・維持に必要な費用として新契約費率および維持費率を差し引いています。

<積立金より控除される費用>

第2保険期間中は、将来の死亡保障、高度障害保障および介護保障に必要な費用が積立金から控除されます*1。なお、この費用については年齢別・性別の発生率を用いて算出しているため一律に記載することができません。

*1 円建死亡給付金額最低保証特約を付加した場合には、第1保険期間中は、死亡給付金を円で最低保証するための費用が積立金から控除されます。なお、この費用については、年齢別・性別の発生率を用いて算出しているため一律に記載することができません。

<保険料を円でお支払いいただく場合の費用>

「円換算払込特約」を付加して保険料を円でお支払いいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2019年9月現在:指定銀行のTTM+50銭)。

<保険料を米ドルでお支払いいただく場合、保険金等を米ドルでお受け取りいただく場合の費用>

- ・取扱金融機関により諸手数料*2(リフティングチャージ等)が必要な場合があります。
- ・米ドルで保険料をお支払いいただく場合の手数料*2(PGF生命の口座に送金するための送金手数料)をご負担いただく場合があります。

*2 金融機関ごとに手数料が異なります。

- ・米ドルで保険金等をお受け取りいただく場合の手数料(PGF生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお受取額より差し引くことがあります(受取時にPGF生命にご確認ください)。

※クーリング・オフ等で保険料を米ドルでお受け取りいただく場合の費用も同様です。

<保険金等を円でお受け取りいただく場合、介護終身年金へ移行した場合の費用>

「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受け取りいただく場合、「介護保険年金支払特約」を付加して介護終身年金へ移行した場合のそれぞれの為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2019年9月現在:指定銀行のTTM-1銭)。

<年金・介護年金受取期間中にご負担いただく費用>

年金開始日(介護年金の場合は第1回介護年金支払日)以後、受取年金額に対して1.0%(2019年9月現在)を年金支払日に積立金額より控除します。

<解約(減額)の際にご負担いただく費用>

契約日から10年未満に解約(減額)する場合、解約(減額)する積立金額に対し、経過年数に応じて所定の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます。